

自画撮り被害防止にかかる神奈川県青少年保護育成条例の改正について

(1) 目 的

近年、インターネットを通じて青少年が言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、自分の下着姿や裸を撮影させられた上、メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」の被害児童数が年々増加傾向にあり、対策を講じる必要がある。

このような状況を踏まえ、自画撮り被害を未然に防止するため、条例を改正する。

(2) 内 容

ア 児童ポルノ等の提供を求める行為への対応

青少年自身に係る児童ポルノやその電磁的記録その他の記録（以下「児童ポルノ等」という。）の提供を青少年に求める行為について禁止する規定を追加する。

イ 罰則規定の改正

青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めたものであって、次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金を課する。

(ア) 青少年に拒まれたにもかかわらず、児童ポルノ等の提供を求めた者

(イ) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、児童ポルノ等の提供を求めた者

(3) 施行期日

令和元年12月1日。ただし、(2)イについては令和2年2月1日。

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第31条（略） <u>（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）</u></p> <p>第31条の2 <u>何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第53条第4項第13号において同じ。）の提供を求めてはならない。</u></p> <p>第32条～第52条（略）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(12)（略） <u>(13) 第31条の2の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者</u> <u>イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者</u></p> <p>(14)（略） (15)（略）</p> <p>5～7（略）</p> <p>第54条・第55条（略）</p>	<p>第1条～第31条（略） （新規）</p> <p>第32条～第52条（略）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(12)（略） （新規）</p> <p>(13)（略） (14)（略）</p> <p>5～7（略）</p> <p>第54条・第55条（略）</p>